

徳島県ふぐの処理等に関する条例等に関するQ&A

<本条例全般について>

Q1	この条例が施行されたことにより、変わったことは何ですか。
A1	<p>主に、次の2つに分けられます。</p> <p>1. 未処理のふぐを取扱う者及び施設に対する規制の強化 条例施行前は、業としてふぐの処理を行うには、あらかじめ徳島県が指定する講習を修了した者が、保健所に届出を行った施設でのみ行えることとしておりました。 この度、条例が施行されたことにより、業としてふぐの処理を行うには、講習の受講だけでなく、ふぐ処理に関する試験を受験し、免許を取得した者が、ふぐ処理業として保健所に登録を行った施設（ふぐ処理施設）でのみ行えることとなりました。 さらに、免許、登録には有効期限があり、引き続き処理を行う場合には、更新が必要となります。また、未処理のふぐの卸売りを行う際には、届出が必要となりました。</p> <p>2. 罰則の追加 条例違反となった場合、罰則の対象となります。</p>
Q2	令和3年6月に条例改正されましたが、変わったことは何ですか。
A2	<p>次の2点が改正されました。</p> <p>1. ふぐ処理業の登録の削除 食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から新しい営業許可の区分がスタートしました。これに伴い、これまで条例で規定されていたふぐ処理を行うための要件は、食品衛生法の中で規定されました。 このため、条例の規定による「ふぐ処理業の登録」と重複するため、条例から当該条項を削除しました。</p> <p>2. ふぐ処理師試験の受験資格の削除 令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「ふぐ処理者の認定基準について」において、「ふぐ処理者を認定する際の認定基準」が示されました。この通知で、 ・実務経験の客観的な評価は困難であり、ふぐ処理者の認定要件として適切ではない ・認定要件を定めている都道府県等のふぐ処理者は、原則、他の都道府県等のふぐ処理者の認定要件を満たすものとして取り扱うこと とされたことを受け、これまで受験資格として必要としていた「調理師免許」及び「2年以上のふぐ処理従事経験」について、削除する条例改正を行いました。</p>
Q3	有毒部位を除去したふぐを一般消費者等に販売する場合でも免許は必要ですか。
A3	必要ありません。本条例における規制の対象となるのは、業として未処理のふぐを取り扱う場合です。（食品衛生法上の許可は、必要になる場合があります。）

<ふぐ処理師免許について>

Q4	他県のふぐの取扱に関する資格を持っているのですが、徳島県でも使えますか。
A4	使えません。ただし、県内で免許を取る際に、手続を省略できる場合があります。

Q5	1つのふぐ処理施設で、複数人がふぐの処理を行う場合、それぞれがふぐ処理師免許を持っていないといけないのですか。
A5	ふぐ処理施設において、ふぐ処理師の立ち会いのもとにその指示を受けて処理を行う場合は、ふぐ処理師である必要ありません。
Q6	ふぐ処理師免許を取得したいのですが、資格などは必要ですか。
A6	資格は必要ありませんが、知事が定める講習を受講し、ふぐ処理師試験に合格する必要があります。
Q7	他県でふぐ処理の試験を受験し、合格しているのですが、徳島県において免許を取得しようとする場合、徳島県でも再び試験を受験しなくてはならないのですか。
A7	以下の都府県の知事が行う食用のふぐの処理に関する試験に合格した場合、徳島県において試験に合格する必要はありません。(令和3年6月1日現在) 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 鳥取県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県
Q8	ふぐ処理師免許に関する講習は、いつ、どこで、どのように行われるのですか。申込などは必要なのですか。
A8	例年、12月～2月頃に徳島市内で行われ、2週間～1ヶ月前に受講申込が必要です。申込状況によっては、複数回行われる場合もあります。講習は、条例やふぐに関する知識についての講義形式で行われます。詳細については、ホームページ等で御確認いただくか、安全衛生課までお問い合わせください。
Q9	ふぐ処理師試験は、いつ、どこで、どのように行われるのですか。申込などは必要なのですか。
A9	例年、2月～3月頃に徳島市内の公民館等で行われ、約1ヶ月前に受験申込が必要です。試験は、筆記試験と実技試験があり、実技試験では実際にふぐの処理を行っていただきます。詳細については、ホームページ等で御確認いただくか、安全衛生課までお問い合わせください。
Q10	ふぐ処理師免許の有効期限はどのくらいですか。また、ふぐ処理師免許の更新は、どのように行うのですか。
A10	ふぐ処理師免許の有効期限は、交付日から5年となります。免許を更新するためには、再度ふぐ処理師免許に関する講習を受講した上で、更新申請を行ってください。
Q11	ふぐ処理師免許の有効期限までに更新手続きができなかった場合、どうなるのですか。
A11	ふぐ処理師免許は失効します。今後もふぐの処理を続ける場合は、速やかに免許申請手続きを行っていただくことになります。

Q12	免許の有効期限までに更新をせずに失効した場合、再度免許を取得するためには再度試験を受験する必要があるのですか。
A12	過去に1度でもふぐ処理師試験に合格し、合格証を所持している場合は、試験を受験する必要はありません。
Q13	ふぐ処理師免許を無くしてしまいました。
A13	速やかに再交付の申請を行ってください。 詳細については、ホームページを御確認ください。
Q14	ふぐ処理師免許に記載されている氏名が変わりました。
A14	速やかに書換の申請を行ってください。 詳細については、ホームページを御確認ください。
Q14-2	ふぐ処理師の住所が変わりましたが、何か手続が必要ですか。
A14-2	住所変更届を提出してください。 詳細については、ホームページを御確認ください。
Q15	免許を受けている人が亡くなったのですが、何か手続は必要ですか。
A15	速やかに免許証の返納を行ってください。 詳細については、ホームページを御確認ください。
Q16	ふぐ処理師免許に係る手数料について教えてください。
A16	手数料は次のとおりです。なお、手数料は、各種申請書に徳島県収入証紙を貼り付け、納めていただきます。(収入証紙は、各保健所庁舎内の食品衛生協会等で購入できます。) ふぐ処理師免許申請手数料 3,000円 ふぐ処理師免許更新申請手数料 3,000円 ふぐ処理師試験手数料 15,000円 ふぐ処理師免許書換え交付申請手数料 3,000円 ふぐ処理師免許再交付申請手数料 3,000円 ふぐ処理師免許に関する講習受講料 3,000円

<ふぐ処理施設について>

Q17	ふぐ処理業の登録を受けたいのですが、どのような手続が必要ですか。
A17	令和3年6月1日より、徳島県ふぐの処理等に関する条例ではふぐ処理業の登録に関する条項は削除されました。 食品衛生法に基づく手続きが必要となりますので、営業施設を管轄する保健所にお問い合わせください。

Q18	登録証に記載されている事項(屋号等)に変更が生じました。
A18	令和3年6月1日より、徳島県ふぐの処理等に関する条例ではふぐ処理業の登録に関する条項が削除されたため、登録証の書換えはできません。
Q19	登録証をなくしてしまいました。
A19	令和3年6月1日より、徳島県ふぐの処理等に関する条例ではふぐ処理業の登録に関する条項が削除されたため、登録証の再交付はできません。
Q20	専任のふぐ処理師を変更しました。
A20	令和3年6月1日の改正前に登録したふぐ処理業の場合、令和3年6月1日より、徳島県ふぐの処理等に関する条例からふぐ処理業の登録に関する条項が削除されたため、変更事項の届出はできません。 改正後の食品衛生法に基づく手続きが必要となりますので、管轄する保健所に御確認ください。
Q21	ふぐ卸売業の届出をしたいのですが、どのようにすればよいのですか。
A21	管轄する保健所に「ふぐ卸売業届出書」を提出すると、届出済証が交付されます。 詳細については、管轄する保健所に御確認ください。
Q22	ふぐ卸売業の届出には、有効期限はありますか。
A22	ありません。ただし、届出済証の記載事項に変更が生じた際には、届出が必要です。
Q23	ふぐの卸売を扱う施設を複数持っているのですが、施設ごとに届出が必要ですか。
A23	施設ごとに届出が必要です。
Q24	届出済証に記載されている事項(屋号等)に変更が生じました。
A24	届出済証を添えて、速やかに「ふぐ卸売業届出済証記載事項変更届」を提出してください。 詳細については、管轄の保健所に御確認ください。
Q25	届出済証をなくしてしまいました。
A25	速やかに「ふぐ卸売業届出済証亡失等届」を提出してください。 詳細については、管轄の保健所に御確認ください。
Q26	ふぐ卸売業を行っていた同居の親族が亡くなりました。ふぐ卸売業を廃止したいのですが。
A26	速やかに「ふぐ卸売業届出済証返納届」を提出してください。 詳細については、管轄の保健所に御確認ください。
Q27	ふぐ卸売業に係る手数料について教えてください。
A27	ふぐ卸売業の届出に関しては、手数料は必要ありません。